

S t a r l i n k B u s i n e s s サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]								
<p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 Starlink サービス契約</p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p>(Starlink サービス契約申込の承諾)</p> <p>第14条 当社は、Starlink サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。 2～3 (略)</p> <p>4 前三項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、Starlink サービス契約の申込みを承諾しません。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第15条～第22条 (略)</p> <p>第5章の2～第11章 (略)</p> <p>別記 1～4 (略)</p> <p>5 Starlink サービスの付加機能 Starlink サービスの付加機能は、以下のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th>提 供 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">通信データ量加算機能 Starlink サービス契約者が、その Starlink サービス契約に係る基本使用料の料金種別に関する累計通信データ量の上限を加算することができる機能をいいます。</td> <td style="padding: 5px;">(1) (略) (2) Starlink サービス契約者回線との間のデータ通信に係る累計通信データ量が追加通信データ量を加算した後の累計通信データ量の上限に到達したことを当社が確認した都度、本機能を利用して追加通信データ量を加算することができます。 (3) 前号の規定によるほか、Starlink サービス契約者は当社が定める方法により追加通信データ量を加算することができます。 (4)～(5) (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>料金表 (略)</p>	種 類	提 供 条 件	通信データ量加算機能 Starlink サービス契約者が、その Starlink サービス契約に係る基本使用料の料金種別に関する累計通信データ量の上限を加算することができる機能をいいます。	(1) (略) (2) Starlink サービス契約者回線との間のデータ通信に係る累計通信データ量が追加通信データ量を加算した後の累計通信データ量の上限に到達したことを当社が確認した都度、本機能を利用して追加通信データ量を加算することができます。 (3) 前号の規定によるほか、Starlink サービス契約者は当社が定める方法により追加通信データ量を加算することができます。 (4)～(5) (略)	<p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 Starlink サービス契約</p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p>(Starlink サービス契約申込の承諾)</p> <p>第14条 当社は、Starlink サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。 2～3 (略)</p> <p>4 前三項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、Starlink サービス契約の申込みを承諾しません。 <u>(1) Starlink キットを所持していない Starlink サービス申込者が、その申込みにあたり、Starlink キット等の申込みをせずに Starlink サービス契約のみを申し込みしたとき。</u> (2)～(3) (略)</p> <p>第15条～第22条 (略)</p> <p>第5章の2～第11章 (略)</p> <p>別記 1～4 (略)</p> <p>5 Starlink サービスの付加機能 Starlink サービスの付加機能は、以下のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th>提 供 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">通信データ量加算機能 Starlink サービス契約者回線との間のデータ通信に係る累計通信データ量が、その Starlink サービス契約に係る基本使用料の料金種別に係る累計通信データ量の上限に到達したことを当社が確認した場合において、その基本使用料の料金種別に係る累計通信データ量の上限を加算することができる機能をいいます。</td> <td style="padding: 5px;">(1) (略) (2) Starlink サービス契約者回線との間のデータ通信に係る累計通信データ量が追加通信データ量を加算した後の累計通信データ量の上限に到達したことを当社が確認した都度、本機能を利用して追加通信データ量が加算されます。  (3)～(4) (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>料金表 (略)</p>	種 類	提 供 条 件	通信データ量加算機能 Starlink サービス契約者回線との間のデータ通信に係る累計通信データ量が、その Starlink サービス契約に係る基本使用料の料金種別に係る累計通信データ量の上限に到達したことを当社が確認した場合において、その基本使用料の料金種別に係る累計通信データ量の上限を加算することができる機能をいいます。	(1) (略) (2) Starlink サービス契約者回線との間のデータ通信に係る累計通信データ量が追加通信データ量を加算した後の累計通信データ量の上限に到達したことを当社が確認した都度、本機能を利用して追加通信データ量が加算されます。  (3)～(4) (略)
種 類	提 供 条 件								
通信データ量加算機能 Starlink サービス契約者が、その Starlink サービス契約に係る基本使用料の料金種別に関する累計通信データ量の上限を加算することができる機能をいいます。	(1) (略) (2) Starlink サービス契約者回線との間のデータ通信に係る累計通信データ量が追加通信データ量を加算した後の累計通信データ量の上限に到達したことを当社が確認した都度、本機能を利用して追加通信データ量を加算することができます。 (3) 前号の規定によるほか、Starlink サービス契約者は当社が定める方法により追加通信データ量を加算することができます。 (4)～(5) (略)								
種 類	提 供 条 件								
通信データ量加算機能 Starlink サービス契約者回線との間のデータ通信に係る累計通信データ量が、その Starlink サービス契約に係る基本使用料の料金種別に係る累計通信データ量の上限に到達したことを当社が確認した場合において、その基本使用料の料金種別に係る累計通信データ量の上限を加算することができる機能をいいます。	(1) (略) (2) Starlink サービス契約者回線との間のデータ通信に係る累計通信データ量が追加通信データ量を加算した後の累計通信データ量の上限に到達したことを当社が確認した都度、本機能を利用して追加通信データ量が加算されます。  (3)～(4) (略)								

附 則（令和 8 年 6 月 15 日経企 000600005802-01 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 8 年 6 月 22 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった Starlink サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。